

1・31自治委員会にむけて

暴力の根絶と寮問題の民主的解決のために

我々の提案と要求

’86年1月22日 教養部自治会常任委員会

(はじめに)

去る1月20日、遂に京大で「中核派」メンバーの一人が殺害されるといふ凄惨な内ゲバ事件が発生しました。

また、吉田寮の「在寮期限」が、二ヵ月後の三月末に迫っているにもかかわらず、寮問題解決の太前提となる新寮建設のめどはいっこのにたっており、このままでは吉田寮が廃寮となってしまう可能性すらあります。

これらの問題を口実とし、「中核派」を中心とする暴力集団は、「一・三二」代大々バリストに向けて、殺害攻撃をはじめとする悪行を激しくしてきています。現在、まさに教養部全体が重大な局面を迎えていると言わなければなりません。

教養部自治会常任委員会は、このような事態をいまいえ、一・三二自治委員会の成功へ向けて、暴力集団の一掃と、寮問題の解決の方向を明確にさし示すもので

(1) 遂に内ゲバ殺人事件発生!!
——「中核派」、「革マル派」などすべての暴力集団は今すぐ京大から出ていけ!!——

これまでに、「中核派」、「革マル派」などの暴力集団は、京大構内で抗争をくり返してあり、この3年間にけをとっていても、実に7件もの内ゲバが発生しています。

特に今年一月開講以来、寮問題をめぐって彼らの策動が活

発化しており、学内

での抗争が懸念され

ていましたが、今回

の事態はそれが最悪

の形で現われたもの

と言わざるを得ませ

ん。

特にこの点で、こ

れまで「中核派」の

悪行を放置してきた

京大でこの三年間に起こった内ゲバ事件

(’83年)	
○	赤ヘル「同窓会」の中心メンバーが「中核派」によって脅迫せられる
○	「革マル派」が「中核派」によって時計台前でリンチを受ける
(’84年)	
10・5	「革マル派」が大挙して京大に現われ、「中核派」と対峙して一触即発の事態
10月初旬	甚すぎ、E号館入口で「中核派」10名前後が正体不明の男をとり囲み集団リンチ、重傷を負わせる。
10・19	「中核派」がC正門前で「政経研」メンバーの頭を金属バットで殴打、1ヵ月以上の重傷を負わせる
11・28	「中核派」と赤ヘル「政経研」が20数名ずつで、青竹で突く、投石する等の乱闘をA号館西側で行う
12・5	「中核派」、「革マル派」が数十人で、東一条道を挟み対峙、投石、ビールびん数十本を道路ごしに投げるなどの乱闘



“頭を殴られ逃げる赤ヘル” 中央の男の背には赤い血がついている。
(’84年 10・19事件)

京大当局の責任が厳しく問われています。

事態はまったく重大であり、京都大学を舞台とした「血の抗争」の拡大を許さないために、一切の殺人者集団を京大から一掃することが緊急に求められています。

「中核派」が企らむ「代大バリスト」!?!

— またにもや寮問題を口実にした
暴動で、教養部は重大事態!! —

①「定期試験破壊」—暴力集団の暴動の古典的常套手段

「中核派」は、「代大（教養部代議員大会）」を不当にデッチ上げて、試験破壊の「バリスト」を進行しようとしています。これは実は

過去赤ヘル暴力集団が何度も行ってきた、いわば暴力集団の暴動の常套手段です。七〇年代には、表のように試験のたびに「代大」をデッチ上げ「バリスト」を行い、例えば七〇—七五年には、十二回の定期試験のつち全く実施不可能が

→教養部における「バリスト」試験破壊の実態

年度	前 期	後 期	合計(学年)
1970	正常に行われる	正常に行われる	2回(甲)
1971	全期間行われず	全期間行われず	2回(甲)
1972	正常に行われる	全期間行われず	4回
1973	正常に行われる	全期間行われず	2回(甲)
1974	正常に行われる	全期間行われず	2回(甲)
1975	正常に行われる	全期間行われず	2回(甲)

（注）「バリスト」は、教養部代議員大会（以下「代大」と称す）を不当にデッチ上げて、試験破壊の「バリスト」を進行しようとしています。

回、部分的実施が三回で、正常に実施されたのは四回のみです。そのしわ寄せはそのままだと学生や職員に押しつけられ、春休みの返上したり、四月になつてから試験を行ったり、その他さまざまな形の負担となつてきました。特に卒業生者に対しては深刻な問題で、試験が受けられなかったために卒業を延期せざるを得なかった例さえあります。

②そもそも不当な「代大」

ところで「中核派」は、「学生」の十分の一の署名を集めたから、代大の開催ができる」と称していますが、実態が

り見ても、規約に照らしても、彼らに「代大」を語る資格はありません。

第一に、「代大」「代大実」などの名前で「代大」を提起していますが、これが学部生を主体とした「中核派」



バリケード封鎖で構内にも入れぬ（1975年）

③吉田寮自治会の「五項目要求」と「団交戦」では事態は解決しない!!

— 寮問題は何故長期化しているのか —

以上述べてきた「中核派」の暴力的暴動の拡大は、寮問題が長期化・泥沼化の様相を帯びてきたためであり、その意味では、「在寮期限」決定後今日に至るまで事態を解

の組織であるとは今回の内ゲバ殺人事件でもあらためて明らかにになりました。

第二に、署名自体、学生側から見ても、公正に集まっているのかどうか何のチェックもできないものであり、この間の実態から見ても、およそ三〇〇人以上もの署名が教養生からほとんど集まっているとは考えられないことです。

第三に、仮に署名が集まっていたとしても、自ら「開催要求署名」を集め、自ら「要求」し、自らが「運営」するといふやり方が、「旧規約」にのっとりしても「当面の行動要領」にのっとりしても、全く話にならない不当な方法であることです。

「私設集會」にすぎないものを「代大」と称し、「バリスト」を行つたなどは、まさに全学生の権利と自治会民主主義に對する重大な挑戦です。また寮問題の解決とも無関係です。

（旧自治会規約）
第十五条 代議員大会は次の場合に自治会委員長が召集する
一、定期一年一回
二、自治委員会が大会開催を決議した場合
三、全学生の十分の一以上の要求があった場合
（当面の行動要領）
第十一条 代議員大会開催運営の詳細は自治委員会が決定する
（代議員大会の成立要件）
旧規約、当面の行動要領のいずれも「各クラスから五人以上一人の割合で代議員の選出を行う」と定められており、従つて百クラス約一千名の代議員総数の過半数、五百名以上の登録で成立する

決しなかった、大学当局と吉田寮自治会の相方に、重大な責任があります。しかも、今日に至つても、相方とも具体的な提案は何ひとつ全学的に明らかにしていないのです。

① 大学当局の責任は重大

まず、大学当局の責任は重大です。

第一に、新寮に関する事項について、全学生・全大学人に対しては、何ひとつ責任を持って明らかにしていません。第二に、教養部自治会をはじめ、各学部自治会の交渉要求には、一貫して不誠実な態度をとり続けています。

第三に、その一方で、評議員や学生部委員などは、個々バラバラに「ふるしあげ国交」に応じ、無責任な言明を暴力集団に対して行ってきたのです。

② 古田寮自治会の問題点

次に、古田寮自治会の側も、以下四つの点で、自ら学寮問題の混乱の原因をつくり出しています。

第一に、最近まで「新々寮紛争」のスローガンを掲げ、新寮建設に事実上敵対してきたこと。

第二に、「昨年までは埋文試掘を妨害し、昨年夏も「中核派」の脅しに屈服して自ら埋文試掘中止を大学当局に申し入れる等、新寮予算化実現を引きのばしてきたこと。

第三に、大学当局への機械的反発に終始し、結局新寮建設に関して、大学当局との正式の具体的な合意を何一つ打ち立てていないこと。具体的には以下の問題点があります。

(1) 吉田寮の「五項自要求」なるものが極めて不十分であり、新寮建設についての具体的な要求になっていないことが何よりも重大です。新寮を真剣に一刻も早く建てる立場に立てば、「いつ、どこに、どのような寮を」などの要求を具体的にしかかざるべきであることは誰の目にも明らかです。そうではなく、ひたすら「五項自要求」は、「在期後の寮自治会の存続」にしがみついたものとなっています。

もし寮自治会が「具体的な交渉も更はやっている」と

強弁するのなら、何故それを「五項自要求」といつ中心スローガンからあえてはずすのか、道理にありません。②そのわけが、「寮自治の存続こそが最も重要」「新規格寮では自治は守れない」と仮に彼らが言つのなら、それこそ、新寮建設を直ちに克つる立場でないことを自ら告白するものなのです。まして、表のように全国の他の寮の運動が大きな成果を挙げていることと比べても、全くの敗北主義的な立場です。

(資料) 全寮連加盟自治会10寮が新規格寮において

かちとった諸権利

大学名	寮名	公認	交渉権	選考権	食堂	集会室	談話室	シャワー	印刷機	コピー	風呂	テレビ
北海道教育	豊田寮	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
東北	如春寮	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
山形	紫苑寮	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
福島	信天寮	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	葵寮	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	如月寮	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
新潟	五十嵐寮	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
千葉	無名寮	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
信州	若里寮	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
岡山	女子寮	△	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

※資料提供・・・全日本学生寮自治会連合

③「全学同大戦」なる方針によって①②③との「対立」の目的ををはかる④運動のひろがり逆にならなければならない

(4) 「抽象的論争」ではなく、

具体的要求と交渉こそ必要!!

以上述べてきた通り、内ゲバ殺人事件をはじめ「中核派」の「C代大バリスト」や吉田寮自治会の「国交戦」などの重大事態が現われている今こそ、問題の解決を早急にはからねばなりません。吉田寮の老朽化が著しく倒壊の危険さえある今、一番求められているのは、抽象的な論争ではなく新寮建設のための具体的な要求と交渉です。

④具体的な要求抜きの「ふるしあげ国交」に終始している等、運動の民主的原則を三重に破綻していることである。第四に、学内で過去無数の暴力事件を引き起こした「二セ」同窓会」を名乗る赤ヘル暴力集団と共同し、吉田寮生に対する暴力事件を放置するなど、自ら大学自治を破壊し、全学生・全大学人による井欄を妨げてきたこと。

「吉田寮における暴力問題の実態」

暴力支配は能野だけでなくもうひとつの男子寮・吉田寮でも行われています。七四年の四月・五月、反対者に対するはげしい暴力で全身打撲、鼻骨骨折、前頭骨底部損傷、角膜炎・皮膚剥離などの被害をうけ、十一人が寮に戻れない事態が生まりました。

これに対して寮生たちは「被害者の会」を組織し父兄を伴って、大学に繰り返し交渉を要求しました。

吉田寮における暴力事件は現在公開闘争中ですが、これ以上の追及をおそれた被害者の一人、**教育学部六回生**は指名手配中の昨年(一九七五年)十月自首し、暴行の事実をすべて認めて判決(罰金二万円)を受けました。

(資料)「鳴り響け、自由の鐘(76年度版)」京都民報社

新寮建設は、寮生と寮自治会だけのものではなく、全学生が当事者です。この観点から学生自治会こそが、要求をしかけ具体的な討論と交渉の先頭にたつ必要があります。

この点から、C自を含む四つの自治会執行部は、「五つの具体的な要求」を連名で明らかにしました。すべてのフラス・基礎単位で直ちに検討を開始して頂くことを強くよびかけます。

以下、全文を次のページに掲載します。

新寮建設の早期実現！！具体的検討を直ちに開始しよう！！

新寮建設のための我々の五つの要求

教養部自治会常任委員会
理学部自治会評議会
医学部自治会執行委員会
法学部自治会常任委員会

問題の焦点は何か

京都大学の全ての学生、教職員の皆さん。

京大吉田寮の「在寮期限」がいよいよ2か月後に迫っていますが、重大な事に新寮予算の実現はおろか、新寮建設にかかわる具体的なプランはなにひとつ明らかになっていません。

周知のように、吉田寮の老朽化は著しく、白アリ、雨もりなどのため近い将来、倒壊の危険さえあります。従って、一刻も早く新寮建設をかちとることは、学寮という厚生施設を維持する上で決定的に重要です。ところが、「在寮期限」が決定されてから3年以上が経過するにもかかわらず、新寮建設の具体化が一向に検討されていないことに事態の根本的な問題があります。

現状のままでは ドロ沼化は避けられない

大学当局は、現吉田寮の敷地に新寮を建設する方針を決めて以来、今日までどのような寮を建てるのか、その際に現寮生や新入生の入寮希望者の生活保障をどうするのか、など直接、全大学人に案として提示したことは一度もありません。

吉田寮自治会は今年度になってから、五項目の要求などを大学当局につぎつけていますが、その内容は「在寮期限」後も「現在の寮の機能の維持をはかれ」ということが、中心となったものです。しかし、大学当局の現在の計画が、現寮敷地に新寮を建設するものであるとすれば、当然、いったんは現寮生を仮入居施設や熊野寮の空室に移動させるなどの生活保障を要求するか、それとも別の方法を検討するなどの、新寮建設に関わる具体的な要求の提示こそが、求められているはずで

にもかかわらず、現寮の維持を基本とする要求を掲げることは、結果として大学当局との具体的な交渉、検討に入らず、平行線をたどらざるをえないこと。すなわち寮問題

の長期化、ドロ沼化への道でしかないことは、この間の事態の推移を見ても明らかです。

新寮予算についても同様に、埋蔵文化財調査を早急に行い、政府から予算を獲得しなければ予算は絶対につかないのですが、これさえも三年間行われていません。現在、予算国会の最中であり「在寮期限」までの埋蔵文化財調査を終了させ、具体化をはからなければ予算化が実現せず、振り出しに戻る危険さえあるのです。

全学生を当事者とした 具体的な交渉を

新寮は国立大学の公共施設であり、国民と全大学人の共通の利害に関わるものです。従って、本来このような問題は寮自治会だけではなく、全大学人、全学生が直接の当事者となるものです。ところが、今日、全学生の意思を代表すべき正規の機構である全学学生自治会が存在していないことが、事態の解決を一層、困難にしています。このような下では少なくとも、各学部の自治会が参加した大学当局との交渉が必要であるにもかかわらず、大学当局は我々の交渉要求には、一貫して不誠実な態度をとっています。

そればかりか、大学当局は、一部暴力団のいわゆる「つるしあげ団交」形式のものには、個々に応じ、責任の所在が明確にならない言明を、過去くりかえし行ってきました。このことが、事態の解決に結びつくどころか、むしろ混乱の原因になってきたことも明らかです。

今、何よりも求められていることは、一刻も早い新寮建設の立場に立ち、抽象的論争ではなく、具体的検討を行うことです。そして、そのための正規の交渉ルートを確立し、それを具体的に積上げることに他なりません。

以上の点から、我々は大学当局にたいし、次の五点にわたる要求を明らかにして、一月中に我々との交渉に応ずることを、断固要求するものです。

①埋蔵文化財調査を一刻も早く行い、新寮建設のための予算化を実現すること

②新寮建設に際し、建設期間中の現寮生の生活保障について、仮入居施設を緊急に作るなど、具体的な案を提示せよ

③来期の新入生の中の、低所得者層のために、希望者の入居保障も、②の項目と併せて検討せよ

④新寮の具体的内容について、我々との交渉に応じよ

また、政府は、「寮食堂をつけない」「寮自治への制約をかける」などの不当な干渉を強めているが、これに反対する立場を明確にせよ

具体的には (1) 寮食堂については、これを設置すること、少なくとも今後の拡充の可能性を持った補食堂をつけること (2) 個室については、現寮生や学生のアンケートをとるなど意見を集約したうえで、検討すること (3) 負担区分の一方的決定は行わず、寮生、全学生との協議で決定すること (4) 入退寮選考権をはじめ、学生の寮自治権を認めること

* 以上は、全寮連加盟寮の多くで実現していることである

⑤「バリスト」、授業破壊など一切の暴力にたいし毅然とした態度をとり、また、いわゆる「つるしあげ団交」などに対する無責任な対応をやめること

学生自治会などとの正規の交渉ルートを確立し、誠実に対応すること

* 以上の要求項目について、各自治会の正規の機関や基礎単位で引きつづき議論しよう